

騒音に係る環境基準については、環境基本法第16条第1項の規定に基づき騒音に係る環境上の条件について「生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準」として以下のように定められている。

なお、環境基準値は地域の類型及び時間の区分毎に定められており、各類型を当てはめる地域は都道府県知事(市の区域内の地域については市長)が指定する。

表1 騒音に係る環境基準

(平成10年 環境庁告示第64号) (単位: dB)

| 地域の類型及び地域の区分 | | | 基準値 | |
|--------------|----------|----------------------|--------------------|--------------------|
| | | | 昼間 (6:00~22:00) | 夜間 (22:00~6:00) |
| AA | | | 50 以下 | 40 以下 |
| A | 一般地域 | | 55 以下 | 45 以下 |
| | 道路に面する地域 | 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 以下 | 55 以下 |
| | | 幹線交通を担う道路に近接する空間 | 70 以下 | 65 以下 |
| B | 一般地域 | | 55 以下 | 45 以下 |
| | 道路に面する地域 | 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 65 以下 | 60 以下 |
| | | 幹線交通を担う道路に近接する空間 | 70 以下 | 65 以下 |
| C | 一般地域 | | 60 以下 | 50 以下 |
| | 道路に面する地域 | 車線を有する道路に面する地域 | 65 以下 | 60 以下 |
| | | 幹線交通を担う道路に近接する空間 | 70 以下 | 65 以下 |

注1 「道路に面する地域」とは、主たる音源が当該道路から発生する騒音である地域のことをいう。
注2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」の範囲とは、次のように定義される。
2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路・・・道路端から15m
2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路・・・道路端から20m

表2 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域

(平成13年 群馬県告示第196号)

| 地域の類型 | 該当地域 |
|-------|---|
| A | 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域(以下「用途地域」という。)のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに用途地域の定めのない地域にあっては、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定による指定地域(以下「指定地域」という。)のうち第1種区域に指定された地域 |
| B | 用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域にあっては、指定地域のうち第2種区域に指定された区域 |
| C | 用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに用途地域の定めのない地域にあっては、指定地域のうち第3種区域及び第4種区域に指定された地域 |